8．事業主が法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に対して行った運用の方法に係る情報提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

（備考）
１．「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
２．「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の２第２項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
３．「運用の方法の種類」は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
４．「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
５．「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

9．指定運用方法の選定状況

①指定運用方法を加入者に提示している	
②当該指定運用方法の名称	
③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④当該指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	
⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高	

（備考）
１．①は、該当する場合に○印を記載すること。
２．②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
３．②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
４．③は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
５．法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を17の次に添付すること。選定理由は、法第23条の２第２項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第６条第８項ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

10．当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
A実施事業所	
B実施事業所	
C実施事業所	

（備考）
１．二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
２．事業年度末時点の状況について記載すること。

11．加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者の数	人

（備考）①については、
⑴死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
⑵六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定めている企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもの
のいずれも含まないこととし、事業年度末の１年６か月前から起算して１年間に資格喪失した人数について記載すること。
（例：事業年度が４月～翌年３月であれば、前年９月～８月の喪失者人数）

（法第83条第２項の規定による通知の状況）

12．事業主が法第83条第２項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

企業型運用関連運営管理機関等名	件　　数	移　換　金　額
	人	円

（備考）
当該事業年度内に法第83条第１項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第２項の規定による通知の実績を記載すること。

13．年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分 / 掛金総額区分（平均月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							